

九州地区大学体育協議会準備金規約

（趣旨）

第1条 九州地区大学体育協議会の単年度会計の明確化を図るためその資産を分割することとし、分割された資産の一方を原資として、同協議会の実施事業に係る不測の事態等に備えるための「準備金の制度」を設ける。

（名称）

第2条 前条に掲げる「準備金の制度」は、九州地区大学体育協議会準備金（以下「準備金」という。）と称する。

（原資への充当金等）

第3条 九州地区大学体育協議会（以下「協議会」という。）の資産のうち「準備金以外の資産」に余剰が生じた場合には、総務委員会の承認を得て、その一部を準備金に充当することができるものとする。

2 準備金の銀行等預金に生じる「利息」は、年度毎に準備金に繰り入れるものとする。

（不測の事態等）

第4条 第1条の「不測の事態等」とは、次の事項をいう。

- (1) 協議会の事業実施中に生じた事故等に係る救援活動を必要とする事態
- (2) 協議会の事業実施中に生じた事故等に起因する訴訟事案等への対応
- (3) 協議会の事業実施に係る臨時の経費を必要とする事態
- (4) その他総務委員会が費用の支出または資産の処分等の必要性を認める事態

（経費の支出）

第5条 前条各号に係る事態への準備金からの経費の支出は、原則として、総務委員長が評議員会の承認を得て執行する。

ただし、これらの事項のうち緊急性があり速やかに対応する必要があると認められる事項については、総務委員長が、総務委員会委員の意見を聴取した上で準備金から支出すべき事態であるか否かの判断を行い、必要な措置を講じることができるものとする。この場合、総務委員長は、その対応内容等を、できる限り早い機会に評議員会に対して報告しなければならない。

（規約の改正）

第6条 この規約の改正は、評議員会の承認を得なければならない。

（その他）

第7条 その他準備金の取扱い等に関し必要な事項については、総務委員会の定めるところによる。

附 則

1．本規約は、平成11年5月25日から施行する。